

資金繰りの支援

資金繰り支援に関しては、地震前の借入に関する「債務負担の軽減」や、震災後に必要となった運転資金、設備投資のための「融資制度」「信用保証制度」、また「共済制度」における支援があります。

各県でも被災地域を中心に独自の融資制度を実施しております。

1. 既往債務の負担軽減

(1) 日本政策金融公庫・商工中金での対応

返済猶予の申し出が遅れた場合でも、返済期日に遡及して返済猶予に対応します。また、提出書類の簡素化や契約手続きの迅速化を行うことで、被災した中小企業者の負担軽減を行います。

(相談窓口)

日本政策金融公庫

熊本支店（中小企業事業） 096-352-9155
（平日 9:00～17:00、土日祝日 9:00～17:00）

熊本支店（国民生活事業） 096-353-6121
（平日 9:00～17:00、土日祝日 9:00～17:00）

八代支店（国民生活事業） 0965-32-5195
（平日 9:00～17:00、土日祝日は窓口開設なし）

大分支店（中小企業事業） 097-532-4106
（平日 9:00～17:00、土日祝日は窓口開設なし）

大分支店（国民生活事業） 097-535-0331
（平日 9:00～17:00、土日祝日は窓口開設なし）

別府支店（国民生活事業） 0977-25-1151
（平日 9:00～17:00、土日祝日は窓口開設なし）

※ 土日祝日は、大分県の被災事業者の方も熊本支店で相談を受けます。

商工中金

熊本支店 096-352-6184
（平日 9:00～19:00、土日祝日は窓口開設なし）

大分支店 097-534-4157
（平日 9:00～19:00、土日祝日は窓口開設なし）

本部 0120-542-711
（平日は窓口開設なし、土日祝日 9:00～17:00）

(2) 信用保証協会での対応

返済期日経過後の期日延長や返済方法の変更等に柔軟に対応します。また、審査書類の簡素化や契約手続き等の迅速化を行うことで、被災した中小企業者の負担軽減を

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

行います。

（相談窓口）

熊本県信用保証協会 096-375-2000

（平日 9:00～17:15、土日祝日 9:00～17:00）

大分支店（中小企業事業） 097-532-4106

（平日 9:00～17:00、土日祝日は窓口開設なし）

大分支店（国民生活事業） 097-535-0331

（平日 9:00～17:00、土日祝日は窓口開設なし）

別府支店（国民生活事業） 0977-25-1151

（平日 9:00～17:00、土日祝日は窓口開設なし）

※ 土日祝日は、大分県の被災事業者の方も熊本支店で相談を受けます。

（3）各金融機関への要請

災害の状況、応急資金の需要等を踏まえて、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更など、災害の影響を受けている中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう九州財務局・日本銀行熊本支店から各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）へ要請しています。

（4）中小企業基盤整備機構の対応

独立行政法人中小企業基盤整備機構では、今般の災害により被災を受けた高度化貸付けを利用し償還中の企業の方に対し、その負担を軽減するため都道府県からの申請により、償還猶予又は最終償還期限の延長（各3年以内）を図ることとしています。

（問い合わせ先）

熊本県 商工観光労働部 商工労働局 商工振興金融課 TEL096-333-2326

大分県 商工労働部 経営創造・金融課 TEL097-506-3226

中小企業基盤整備機構 高度化事業部 高度化事業企画課 TEL03-5470-1528

【出典】金融庁『平成28年熊本地震関連情報』

<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201604/press.html>

金融庁『平成28年熊本地震にかかる金融機関の対応』

<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201604/02.pdf>

2. 融資制度

（1）災害復旧貸付

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

平成 28 年熊本地震で被害を受けた中小企業者に、事業の復旧に必要な設備資金、運転資金を、日本政策金融公庫（日本公庫）、商工組合中央金庫（商工中金）が長期・低利で融資します。

【出典】中小企業庁『災害復旧貸付の概要』

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/2016/160415saigai2.pdf>

(2) セーフティネット貸付制度（経営環境変化対応資金）

セーフティネット貸付（取引企業倒産対応資金）は、取引先企業等の倒産により経営に困難を来している中小企業者を対象として、円滑な資金供給を確保するための融資制度です。

今般の熊本地震の影響を受けて倒産企業が増加し、連鎖倒産が発生する事態を防止するため、セーフティネット貸付制度を活用する中小企業に対して、その困窮度に応じて金利を引き下げる措置がとられています。

【出典】中小企業庁『セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）』

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/07_keieisien_m.html（国民性活字業）

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/07_keieisien_m_t.html（中小企業事業）

(3) 小規模事業者向け融資制度（マル経融資）

平成 28 年熊本地震の発生により被害を受けた小規模事業者の事業再建、復興に向けた取組を迅速化する観点から、小規模事業者経営改善資金（マル経）融資について、推薦手続の迅速な対応を行うことなどを実施団体（全国商工会連合会、日本商工会議所）に対し要請しました。

【出典】経済産業省『平成 28 年熊本地震に関して被災小規模事業者に対する小規模事業者経営改善資金融資制度の運用の柔軟化を要請しました』

<http://www.meti.go.jp/press/2016/04/20160428006/20160428006.html>

3. 信用保証制度

(1) セーフティネット保証 4 号（熊本県）

平成 28 年熊本地震により売上げの減少等一定の影響を受けた事業者が、金融機関から事業の再建に必要な資金を借り入れる場合に、信用保証協会が保証する制度です。

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

(2) 災害関係保証（熊本県）

平成 28 年熊本地震により事業用資産に東海・火災等直接的な被害を受けた事業者が、金融機関から事業の再建に必要な資金を借り入れる場合に、信用保証協会が保証する制度です。

(3) 震災支援短期資金（熊本県）

平成 28 年熊本地震により直接的、間接的な被害を受けた中小企業者に当面の運転資金をスピーディーかつ積極的に応援する制度です。

(4) セーフティネット保証 4号（大分県、鹿児島県）

セーフティネット保証 4号の指定地域に大分県全域、鹿児島県全域を追加しました。

(5) 地域産業振興資金（災害復旧融資〈特別融資〉）（大分県）

大分県では、平成 28 年熊本地震により被災した中小企業者の支援のために大分県の制度資金について特別融資を適用するとともに、相談窓口を設置しております。

(6) 一般保証

金融機関から事業用資金を借り入れる場合に、信用保証協会が保証する制度です。

【出典】熊本県信用保証協会『平成 28 年熊本地震に被害を受けられた中小企業・小規模事業者の皆さまへ』

<http://www.kumamoto-cgc.or.jp/news/20160425.html>

熊本県信用保証協会『震災支援短期資金』

<http://www.kumamoto-cgc.or.jp/pdf/news/2016/20160425a.pdf>

大分県信用保証協会『平成 28 年熊本地震に被害を受けられた中小企業・小規模事業者の皆さまへ』

<http://www.oita-cgc.or.jp/news/detail/120>

鹿児島県信用保証協会『平成 28 年熊本地震に係る災害に関するセーフティネット 4号の指定について』

http://kagoshima-cgc.or.jp/information/news/post_55.html

中小企業庁『セーフティネット保証制度』

http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm

4. 共済からの支援制度

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

（１）小規模企業共済

災害によって直接・間接に被害を受けた契約者（小規模企業共済に加入している方）を対象とした貸付制度と、計画停電、資材等の流通難、風評被害等の影響によって1月間の売上が前年同月に比して急激に減少することが見込まれる契約者に対する貸付制度があります。

（２）小規模企業共済（共済契約者の家族への支援について）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により小規模企業共済契約者が行方不明になっている場合に、共済契約者の家族を対象に、最高2,000万円（ただし掛金総額の7～9割の範囲内）の貸付けを行います。

（３）倒産防止共済

中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）に加入している契約者を対象に、無担保・無保証人で行う貸付制度などがあります。

【出典】独立行政法人中小企業基盤整備機構『平成28年熊本地震に対する小規模企業共済制度の特例措置について』

<http://www.smrj.go.jp/skyosai/announce/098380.html>

独立行政法人中小企業基盤整備機構『中小企業倒産防止共済法施行規則の一部改正について』（平成23年4月8日）

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/110408RensaDefKyouusai.htm>

同機構『中小企業の連鎖倒産を防ぐための共済制度の運用を一層改善します』（平成23年4月22日）

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/110418Eq-T.html>

同機構『経営セーフティ共済（倒産防止共済）』

<http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

5. 各都県の融資制度

各県でも平成28年熊本地震により影響を受けた中小企業向けに、事業復旧のための資金の融資を行っています。

青森県 青森県特別保証融資制度のご案内

<http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/kenyuusi.html>

岩手県 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る岩手県中小企業災害復旧資金の実施について

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=31587>

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

- 宮城県 災害復旧対策資金
<http://www.pref.miyagi.jp/syokeisi/shokinhan/syoukin1/saigaipanf.pdf>
- 福島県 中小企業制度資金（金融機関を通じて融資する資金）
http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=11020
- 茨城県 東日本大震災復興緊急融資のご案内
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/shosei/yushi/saishinnbann2chirashi.pdf>
- 栃木県 東北地方太平洋沖地震により被災した県内中小企業者への金融支援について
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/work/shoukougyou/yuushi/touhokutihoutaiheiyouokijisinn.html>
- 千葉県 セーフティネット資金「震災復興枠」の創設について
<http://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/press/2010/kinyuu20110519.html>
- 東京都 東京都中小企業制度融資における「災害緊急」の新設について
<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2011/05/20I5c100.htm>

【出典】熊本県、大分県、宮崎県、佐賀県、鹿児島県各ホームページより

6. 資金についての相談窓口

日本政策金融公庫

- 熊本支店（中小企業事業） 096-352-9155
（平日 9:00～17:00、土日祝日 9:00～17:00）
- 熊本支店（国民生活事業） 096-353-6121
（平日 9:00～17:00、土日祝日 9:00～17:00）
- 八代支店（国民生活事業） 0965-32-5195
（平日 9:00～17:00、土日祝日は窓口開設なし）

商工中金

- 熊本支店 096-352-6184（平日 9:00～19:00、土日祝日は窓口開設なし）
- 本部 0120-542-711（平日は窓口開設なし、土日祝日 9:00～17:00）